

都市計画の体系

<p>大阪府が定める北部大阪都市計画区域の基本的な方針</p> <p>都市計画</p> <p>市町村の都市計画に関する基本的な方針</p>	<p>・ 防災再開発方針</p> <p>・ 拠点業務市街地の開発整備の方針</p> <p>・ 都市再開発の方針</p> <p>・ 住宅市街地の開発整備の方針</p> <p>・ 整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）</p>	<p>土地利用</p>	区域区分	市街化区域 市街化調整区域	
			<p>地域地区</p>	<p>用途地域</p>	第一種低層住居専用地域
					第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域					
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域					
工業地域					
工業専用地域					
特別用途地区	特別業務地区				
高度地区、高度利用地区					
特定街区					
防火地域、準防火地域					
景観地区					
風致地区					
駐車場整備地区					
臨港地区					
緑地保全地域					
特別緑地保全地区					
流通業務地区					
生産緑地地区					
伝統的建造物群保存地区					
歴史的風土特別保存地区					
第一種・第二種歴史的風土保存地区					
航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区					
<p>促進区域</p>	<p>市街地再開発促進区域</p> <p>土地区画整理促進区域</p> <p>住宅街区整備促進区域</p> <p>拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域</p>	遊休土地転換利用促進地区			
		被災市街地復興推進地域			
		<p>地区計画</p>	地区計画		
			沿道地区計画		
防災街区整備地区計画					
集落地区計画					
<p>都市施設</p>	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、その他の交通施設				
	公園、緑地、広場、墓園、その他の公共施設				
	水道、電気供給施設、ガス供給施設、その他の供給施設				
	下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設				
	河川、運河、その他の水路				
	学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設				
	病院、保育所、その他の医療施設又は社会福祉施設				
	市場、と畜場、火葬場				
	一団地の住宅施設				
	一団地の官公庁施設				
	流通業務団地				
	電気通信事業の用に供する施設				
	防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮の施設				
<p>市街地 開発事業</p>	<p>市街地開発事業</p>	土地区画整理事業			
		新住宅市街地開発事業			
		工業団地造成事業			
		市街地再開発事業			
		新都市基盤整備事業			
	住宅街区整備事業				
	<p>市街地開発事業等予定区域</p>	新住宅市街地開発事業の予定区域			
		工業団地造成事業の予定区域			
		新都市基盤整備事業の予定区域			
		区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域			
一団地の官公庁施設の予定区域					
流通業務団地の予定区域					

は、箕面市で都市計画決定されているものを示します